⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東京湾アクアライン及び高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線と連絡することにより広域的な高速交通ネットワークを形成し、一般国道409号、一般国道297号及び県道加茂木更津線等の交通混雑の解消及び交通事故の軽減を図ること等を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成７年３月10日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、車線数及び休憩施設等を除き、当該都市計画と整合しているものである。

なお、本件事業の事業計画は４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、本件事業については、都市計画決定された区域の範囲内において、土工量、橋梁及びトンネル等の構造物延長、施工期間並びに事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行するとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、地域の活性化並びに地域間の交流及び連携の強化を図るため、広域的な高速交通ネットワークを早期に整備する必要があると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道409号、一般国道297号及び県道加茂木更津線等の交通混雑の解消及び交通事故の軽減を図る必要があると認められる。

また、千葉県知事を会長とする首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　千葉県長生郡長南町役場、市原市役所及び木更津市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　千葉県長生郡長南町報恩寺字住地面、字星ノ谷及び字常連坊、茗荷沢字灰ヶ谷、字三向、字才ヶ谷、字福田、字宮山、字村ノ台、字竹ノ谷、字堂下、字狐谷、字井戸尻及び字不動台並びに竹林字小宮田、字道六神地内

千葉県市原市久保字神土、字堰ノ台及び字馬頭台、養老字下モ田、字番後、字奥通及び字薮田、高滝字堰谷、字奥通、字番後及び字西番後、駒込字立野、山口字後田、字ナウナ、字地蔵谷、字大谷、字一反田、字弓寄、字釜山、字坂下、字大坂、字長谷、字堰庭、字佛坂、字清水谷、字源太蔵、字梶田及び字廣谷並びに山口駒込久保外部田岩薮字三重山地内

千葉県木更津市真里谷字台畑、字北山、字二十一山、字関ノ谷、字小作黒田、字黒田、字寺ノ根、字原田、字天寧山、字宮ノ下、字深作、字平柳、字下山、字下モ、字谷田ノ上山、字坂ツラ及び字永井、茅野字大作、字不動谷、字上ノ台、字上谷田、字百目木、字下谷田、字天神下、字稲荷森、字澤田及び字舞台並びに下郡字湯名地内

人事異動

内　閣

高等裁判所長官に任命する
　判事　門口　正人

特命全権大使に任命する（各通）（以上八月六日）
　内閣官房副長官補　楠本　祐一
　内閣官房副長官補　西川　徹矢
　内閣官房副長官補　雨宮　夏雄

願により本官を免ずる（以上八月十一日）
　（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　柳澤　協二

内閣官房アイヌ政策推進室長を免ずる
　内閣官房副長官（同）付）同事務官　秋山　和美

内閣官房アイヌ総合政策室長を命ずる
　（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　志藤　柘植　紳一郎

内閣官房アイヌ政策推進室参事官を免ずる
　（同）同　白間竜一郎

内閣官房アイヌ総合政策室参事官を命ずる（各通）（以上八月十二日）
　同　光子三郎

法　務　省

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる
　（在フランス日本国大使館一等書記官）外務事務官（法務省刑事局付）　阪井　光平

十二法務事務官に併任する（八月十三日）

外　務　省

与える
　大臣官房儀典長　小島　誠二

兼ねて科学技術協力担当を命ずる
　外務事務官（大臣官房儀典長として在職する期間大使の名称を使用する）に採用　鹿取　克章

外務事務官（領事局外国人課長）に採用する
　（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））　藤原　浩昭

外務事務官（在パキスタン日本国大使館参事官）に転任させる
　全権大使　山本　条太郎

ンパキスタン国駐剳特命全権大使を補佐し国に在勤する期間公使の名称を与える
　（待命（ＡＳＥＡＮ担当））特命全権大使　科学技術協力担当を命ずる　鹿取　克章

在イラク日本国大使館参事官に転任させる
　同　在ヨルダン日本国大使館に併任する　高橋　克彦

在タイ日本国大使館参事官に転任させる
　（領事局外国人課長）同　松永　一義

在ロシア日本国大使館参事官に転任させる
　（大臣官房儀典総括官）同　宮川　学

在アルメニア日本国大使館に併任する
　在トルクメニスタン日本国大使館に併任する

大臣官房儀典総括官に併任する
　（大臣官房儀典長）外務事務官　楠本　祐一

大臣官房に配置換する
　（経済局経済安全保障課長）同　塚田　玉樹

経済局経済連携課長に配置換する
　経済局経済安全保障課長に併任する

併任の期間は平成二十一年七月三十日までとする
　（大臣官房広報文化交流部文化交流課長）同　中川　勉

北米局中東アフリカ局中東第二課長に配置換する
　（経済局経済連携課長）同　細野　真一

北米局北米第二課長に配置換する
　（中東アフリカ局中東第一課長）

大臣官房報道課長に配置換する
　同　三上　正裕

大臣官房広報文化交流部文化交流課長に昇任させる
　（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課長）同　森野　泰成

総合外交政策局軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課長に昇任させる
　中東アフリカ局中東第一課長に配置換する
　（アジア大洋州局北東アジア課長）同　赤堀　毅

大臣官房広報文化交流部文化交流課長に昇任させる
　日韓経済室長）同　鈴木　秀雄

大臣官房総務課危機管理調整官（欧州連合日本政府代表部参事官（公使））同　井上　進

大臣官房に転任させる
　人事院規則十一―四第三条第一項第一号により休職にする
　休職の期間は平成二十三年七月二十日までとする
　（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官）同　吉田　朋之

北米局北米第一課長に転任させる
　（中東アフリカ局中東第二課長）